

# くらしは大変なのに、さらに軍拡増税！？

## 改憲は「戦争する国」づくりにつながる

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」。

これは、「虎に翼」(NHK 朝ドラ)に出てくる日本国憲法 14 条ですが、その他武力放棄や不戦を誓う憲法 9 条をはじめとする新憲法は、戦後の焼け野原で絶望の淵に立たされていた日本人に勇気と希望を与えました。しかし、戦後 79 年を迎えた現在、政府は、災害時などの緊急時を例に挙げ、憲法の基本的理念の一つである「国民主権」を制限しようとしています。そこを突破口にして改憲論議に道筋をつけようとするのは、国民主権の否定にほかなりません。

## 「平和憲法」を前面に「平和外交」を！

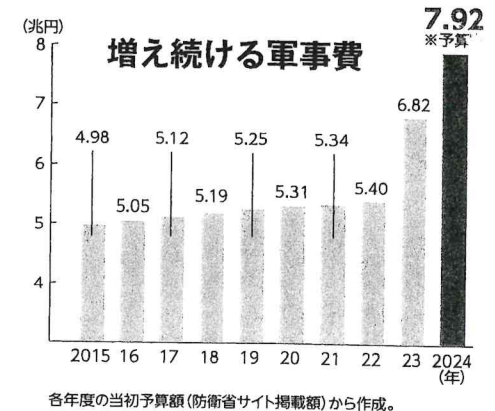
79 年前の世界大戦は、唯一地上戦となった沖縄の他、8 月 2 日未明の富山大空襲、そして広島・長崎への原爆投下により、ようやく終戦を迎えました。戦争が終わった後、「こんなに恐ろしくて悲しいことは、二度とあってはならない」という思いから生まれたのが「平和憲法」と称される現在の「日本国憲法」です。

世界中のあらゆるところで多くの命が武力によって奪われている今、停戦をよびかけ、戦争を回避させる「平和外交」を行なうことが、平和憲法を持つ日本の務めなのではないでしょうか。

今、物価高なのに賃金も上がらず、「このままでは生きていけない」と、多くの国民が悲鳴を上げています。

このまま軍拡が進めば、膨大な額の税金が軍事費に使われ、逆に、くらしといのちを守る福祉・医療・教育などの予算は削られ、さらなる増税が待ち構えています。

「国を守る」と言いながら、いま生きている国民のくらしには、知らん顔。税金の使い方を抜本的に見直さねばなりません。



戦争がいったん始まると、



軍事的備え—「抑止力(=脅す力)」では戦争はくい止められません。

戦争をしない、させないために、いまこそ、憲法 9 条を世界に活かそう！



## 八の日行動

日本は 1941 年 12 月 8 日、第 2 次世界大戦に突入しました。敗戦後、この日を「反戦・平和の日」として、街頭で宣伝活動をしています。3 月 8 日(平和・国際女性デー)、8 月 8 日(広島・長崎の被爆・敗戦)と年 3 回行っています。

戦争への道を許さない富山女の連絡会

富山県平和運動センター・I 女性会議富山県本部

富山市奥田新町 8-1 ホルアートとやま 10 階 TEL=076-431-8756

[2024 年 8 月 8 日]